

木曾町

環境基本条例制定される

自然や生活環境に悪影響を与える地球温暖化が、家庭の身近なことから国際関係までにわたり、大きな問題となっていますが、木曾町の環境基本条例が6月議会で承認議決され、7月1日から施行されました。条例は、良好な環境の保全の基本理念と町の施策の基本となる事項を定めたものです。

町の環境に対する取り組みは、昨年8月全町あげでの取り組みをしようと、公募、自治組織、議会、町職員等から選出された34名が、町長から委員を委任されて、環境保全等推進会議（会長 角屋岳人社会文教委員長）が設けられました。推進会議は、環境基本条例等検討委員会、バイオマスタウン検討委員会、住民運動普及委員会の3委員会により、将来にわたる安全安心な生活環境の実現をめざすため検討協議がされています。

制定された条例は、それぞれの委員会が、10数回の会議を重ね、環境基本条例の素案を作成し、5月末町長に中間報告として答申し、これを受けて条例として整えられ町長が議会に提案したものです。

条例の要旨は

【目的】

良好な環境を基本理念とし、施策の基本となる事項を定める。

【基本理念】

良好な環境を確保し、次世代へ継承する。人と自然が共生する循環型社会を基調とし環境への負荷を軽減する。

【責務】

町は…

基本的理念に基づき、施策を実施する次の責務を負う。

① 施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定する。

② 環境の保全に支障となる行為、廃棄物の減量・適正処理、資源・エネルギーの有効利用等に必要な措置を講じ、又、それらのため財政上の措置を講じる。

③ 必要な調査を実施して公表し、保全に資する公共施設の整備、山林農地保全、自然の保護をおこなう。

④ 環境の教育・学習の推進、自発的活動の促進、情報の整備・提供等に努める。

⑤ 基本理念に基づく、援助及び助成措置に努める。

町民は…

良好な環境の重要性を認識し、環境への負荷の軽減と保全及び町が実施する施策に積極的に努め、参加する。

事業者は…

事業活動が、環境に与える影響を認識し、自らの責任と負担において資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の減量化等、環

境の保全、負荷の軽減に努める。

【環境審議会設置】

環境基本法の規定に基づき木曾町環境審議会を設置する。

審議会は…

① 町長の諮問に応じ基本計画に関する事項、保全に関する事項を調査審議し、答申する他、町長に意見を述べる。

② 公募による町民、学識経験者、町長が必要とした人の20人以内の委員で構成し、任期は2年とする。

